

意見（7）

＜該当箇所＞小項目 医療チームへの参画

＜意見内容＞小項目 医療チームへの参画の欄にカンファレンスの参加、回診への同行に追加

＜理由＞医療チームへの参画は、薬剤師にとって重要な役割であり、カンファレンスで薬剤師の立場から意見を求められたり意見を言う機会が増えていくと考えます。

意見（8）

＜該当箇所＞小項目 薬剤管理指導業務 情報源の種類と管理

＜意見内容＞小項目 薬剤管理指導業務 情報源の種類と管理（初回面談指導、持参薬管理）の追加

＜理由＞薬剤管理指導業務において入院時の初回面談や持参薬管理は今後の治療において非常に重要な情報源であります。

意見（9）

＜該当箇所＞【別表Ⅶ実務】薬剤師業務（大項目）、調剤（中項目）、計数・計量調剤（小項目）、代表的な医薬品の剤形、色・形、識別コード（小項目の例示）

＜意見内容＞医薬品の色・形ならびに識別コードを問う必要はあるのか。

＜理由＞医薬品の色・形ならびに識別コードは、成分が同一であっても商品ごとに異なっているので、むやみに受験生の負担が増加する。色・形ならびに識別コードを問う問題を出題する場合は、少なくとも代表的な医薬品の範囲は示すべきである。

意見（10）

＜該当箇所＞【別表Ⅶ実務】薬剤師業務（大項目）、調剤（中項目）、計数・計量調剤（小項目）、代表的な医薬品の商品名と一般名（小項目の例示）

＜意見内容＞医薬品の商品名を問うことや商品名を問題中に含める必要はあるのか。

＜理由＞成分が同一であっても商品名は、商品ごとに異なっているので、むやみに受験生の負担が増加する。商品名を用いて出題する場合は、少なくとも代表的な医薬品の範囲は示すべきである。

全体的な意見（11）

【必須問題】および【一般問題（薬学理論問題）】に関しては、

それらのレベルが保たれるなら問題はないと思われる。しかし、【一般問題（薬学実践問題＝複合問題）】は、例示問題を見ると難易度はかなり高いと感じる。【一般問題（薬学理論問題）】との難易度のギャップが大きすぎるようだ。

有機化学の分野で言うなら、CBTや現行の国試では、問題を解くためには注目すべき官能基（部分）は一つかせいぜい二つぐらいであるが、複合問題ではかなり多くの官能基（部分）に注目し考察しなければならない。また、取り扱っているものが医薬品であるため、構造が複雑であり、作用に関与している官能基が多すぎる。また、なぜだか分からないがその官能基（部分）が必要であるなどの部分があり、学生が数分間考えるだけで容易に解けそうではない。「①全般的な留意事項」に「過度に難解な問題は避ける」とあるが、複数の官能基がある医薬品を取り扱う場合それはかなり厳しい気がする。また、難解でない問題を毎年新しく作るにしてもおそらく取り扱える汎用される医薬品の数が限定されること、取り上げる疾病が一般的であることなどを考えると、類似した問題になってしまうのではないのでしょうか。数年で良問はなくなり、その結果、汎用されていない医薬品や稀な疾病の問題となり、本来の目的から離れてしまうのではないかと危惧する。

【一般問題（薬学実践問題＝複合問題）】は、学生が「座学で学んだこと」と「病院・薬局実習で学んだこと」特に「病院・薬局実習で学んだこと」から類推して解けるような問題が理想である。しかし、実習は学生個人の実習先により、内科系が得意であったり、外科系が得意であったりと様々である。これらのことを考えると、【一般問題（薬学実践問題＝複合問題）】の難易度は現行の国家試験レベルとし、内容は一般的な医薬品や疾病を取り上げるような問題とし、専門的に偏らない問題の作成を希望する。

メール①

個人・法人の別：法人（松山大学）

職業：

件名：薬剤師国家試験出題基準(案)に関する意見

ご意見：

<該当箇所>② 必須問題及び一般問題における留意事項

【必須問題】

・必須問題は、医療の担い手である薬剤師として特に必要不可欠

な基本的資質を確認するものであることにかんがみ、各領域における基礎的な内容を問うものとする。

・五肢択一形式で問うことを基本とする。なお、正しい設問肢の組合せを問う形式や、設問肢の正誤の組合せを問う形式はとらない。

<意見>五肢択一形式ならば、CBT レベル以下の非常に易しい問題にした方がよい。もしくは、1問あたり1個の正誤を問うもの（すなわち〇×問題）もよい。

<理由>合格基準が全問題の配点の70%以上、かつ各科目につき配点の50%というのは非常に敷居が高く、不合格者を大量に出す恐れがあるため。問題解決能力を見るのであれば、必須問題はほぼ全員の受験者がクリアできるようにし、一般問題で勝負させるべきである。

<該当箇所>試験出題科目：物理・化学・生物

<意見>基礎薬学としてはどうか。

<理由>薬剤師に必要な物理・化学・生物の知識を問うにも関わらず、物理・化学・生物というと、その科目全般を指してしまうため、不適切な表現である。

別表について

<該当箇所>【大項目】化学物質の分析【中項目】化学物質の検出と定量【小項目】定性試験

<意見>「代表的な無機イオンの定性反応」をもっと広い意味の文言、例えば「代表的な定性分析」などとしてはどうかと思います。

<理由>局方の「定性反応」は無機イオンだけでなく有機化合物も対象であり、また、「定性反応」に記載のない一般的な有機定性分析もここに一括して含めるのがよいと思われます。

<該当箇所>【大項目】化学物質の分析【中項目】分析技術の臨床応用【小項目】分析の準備

<意見>「生体試料の前処理」を「生体試料の取扱いと前処理」に修正

<理由>後述のように、「薬毒物の分析」は衛生で出題すべき内容と思われますが、もしそのようにした場合は、「生体試料の取り扱い」をここに含める必要があると思われます。

<該当箇所>【大項目】化学物質の分析【中項目】分析技術の臨

床応用【小項目】薬毒物の分析

<意見>コアカリの見直しと関連しますが、「薬毒物の分析」は衛生化学分野で出題したほうがよいのではと思われます。分析化学分野での出題は基本的で一般的な分析法までにとどめておき、特に薬毒物に関する特殊な分析法はやはり衛生化学分野での出題が妥当と思います。ただし、薬毒物の分析の基礎となる一般的な無機定性分析および有機定性分析については分析化学分野で出題するのが妥当であり、また、生体試料の取り扱い分析化学の範囲と思われるので、前述のように、項目を修正してはどうかと思います。

<理由>薬毒物の分析は、衛生化学分野の項目と重複しています。また、薬毒物の分類や解毒処置法などと一緒に衛生分野でまとめて出題したほうが、まとまった内容の問題を作成でき、学生に対しても教育上も望ましいのではと思われます。

<該当箇所>【大項目】生体分子の構造【中項目】生体分子の解析法

<意見>薬物の分析も対象とするべきではないかと思われます。「化学物質の性質と反応」の「化学物質の構造決定」の部分との整理統合が望まれます。

<理由>各種機器分析は、生体分子だけでなく薬物の構造解析や定量にもよく使われるため。

<該当箇所>【大項目】疾患と薬物治療【中項目】呼吸器・胸部の疾患【小項目】高速性肺疾患

<意見>高速性肺疾患は、拘束性肺疾患の間違い。

<理由>なし

<該当箇所>【大項目】疾患と薬物治療【中項目】呼吸器・胸部の疾患【小項目】閉塞性気道疾患（気管支喘息・肺気腫・慢性気管支炎）

<意見>慢性閉塞性肺疾患(COPD)とするべき

<理由>医療の現場でCOPDで統一されている。

<該当箇所>【大項目】疾患と薬物治療【中項目】内分泌疾患【小項目】副腎機能不全（アルドステロン症、アジソン病）

<意見>副腎機能不全は、副腎機能異常症とするべき

<理由>アルドステロン症は機能亢進

<該当箇所>【大項目】感染症【中項目】細菌感染症（結核、溶

結性連鎖球菌----)

<意見>溶結性連鎖球菌は、溶血性連鎖球菌の間違い

<理由>疾患と薬物治療では、コアカリーにない疾患がかなり新たに加わっている。これらは、新しい薬の認可などで、薬剤師に必要な疾患として加わったものと考えられるが、まず、コアカリーを先に改訂すべきと思います。

<該当箇所>【別表Ⅳ 薬剤】大項目；製剤、中項目；製剤材料の性質、小項目；製剤材料の物性、小項目の例示；粉末X線回折測定法の原理と利用法

<意見>『粉末X線回折測定法の原理と利用法』の記述は削除したほうが良いと考えます。

<理由>この記述の次の小項目の例示に製剤材料の物性の測定という例示があり、『粉末X線回折測定法の原理と利用法』はこの記述に含まれると考えられます。また、この内容については【別表Ⅰ 物理・化学・生物】中の大項目；物理的性質、中項目；物質の構造、小項目；原子・分子、小項目の例示；X線結晶解析の原理と構造とも重複しています。

<該当箇所>出題領域【物理・化学・生物】での中項目【物質の構造】小項目【放射線と放射能】と出題領域【衛生】での中項目【化学物質の生体への影響】小項目【電離放射線の生体への影響】

<意見>留意事項に出題範囲の相違を記載すべきでないでしょうか。

<理由>放射線に関する内容としては共通しており、出題範囲の相違が少し分かりにくい。

<該当箇所>出題領域【物理・化学・生物】での中項目【分析技術の臨床応用】小項目【薬毒物の分析】と出題領域【衛生】での中項目【化学物質の生体への影響】小項目【化学物質（乱用薬物を含む）】

<意見>留意事項に出題範囲の相違を記載すべきでないでしょうか。また、PDFファイルにおいて出題領域【衛生】での中項目【化学物質の生体への影響】小項目【化学物質（乱用薬物を含む）】によりとなっており小項目で脱字となっています。

<理由>薬毒物の分析と代表的な中毒原因物質の分析が類似しており、出題範囲の相違が分かりにくい。

メール②

個人・法人の別：個人

職業:

件名: 薬剤師国家試験出題基準（案）に関する意見

ご意見:

1.

〈該当箇所〉40 頁、別表Ⅶ実務、小項目、チーム医療、小項目の例示

〈意見内容〉例示に「多職種との連携と協働、医薬連携、医薬協働」を別項目として加える

〈理由〉今回の出題基準（案）は残念ながら医療職としての「患者中心」の姿勢があまりにも少なく、従来の薬というものの専門家から進歩していない。少なくとも医療現場で実践活動を行うに当たり必須となる「連携」「協働」を別項目で上げ、その中で中心的な位置を占める「医薬連携」「医薬協働」を具体的に例示することで、薬剤師の医療に関わる姿勢・態度の育成の重要性を示すべきと思う。

2.

〈該当箇所〉42 頁、別表Ⅶ実務、小項目、副作用、小項目の例示

〈意見内容〉例示に「医薬品の副作用発現の早期発見と薬害防止」を別項目として加える

〈理由〉単に知識（言葉）として副作用を理解しているだけではなく、目の前の患者において発現する可能性がある副作用を早期発見できる「臨床能力」を養う必要がある。そのためにも例示を独立させる必要がある。この項目を国家試験に入れることで「薬学」教育は大きく「医療」教育に前進する可能性を有する。

メール③

個人・法人の別：法人（東京理科大学薬学部）

職業:

件名: 薬剤師国家試験出題基準（案）に関する意見

ご意見:

・薬学教育6年制の目的は従来では得られなかった高度の知識・技能・態度を身につけることであり、5年次と6年次においても相応のカリキュラムが展開されているので、全体的に国家試験を難しくする必要はないと思われる。

・試験期間が従前どおり2日間であるのに対し、出題数が約100問も増加しているが、各科目への時間配分がどのようになっているのかを早めに公表していただきたい。

・薬学実践問題として複合問題が各科目で導入されることとなっているが、その具体例(問題作成の意図等)について、わかりやすく早めの公表をお願いしたい。

メール④

個人・法人の別：個人

職業：予備校講師

件名：薬剤師国家試験出題基準(案)に関する意見

ご意見：

■問題の形式に関して

①式の名前などは英語、カタカナの統一はあるのか。

②現在の医薬品市場において販売・使用されていないものも出題に含むのか。

■化学

①化学の範囲における『反応』は必ず医薬品が絡むのか。単純な化合物も出題されるのか。

■物理・薬剤

①現ガイドラインの『化合物の物性』と呼ばれる範囲が出題項目に入っていない。具体的には、物質の状態変化、屈折率、比重と密度、誘電率、SI単位など。これらの範囲は、基本的な物質の特徴を理解する場合やデータの分析をする際に必要不可欠なものと考えられるので、出題項目に入れる必要があると考えるのか。

②物理領域で用いられる記号は、何をベースとして用いるのか。

■生物

①無機質の扱いは衛生へ移行しているとの報告があったが、出題基準『分子レベルの生命理解⇒細胞を構成する分子⇒ビタミン、無機質の種類・構造と特性』というように無機質の表記が残っている。【生物】での無機質の扱いがあるということなのか。

■治療

①検査値の基準はどのような書籍を参考に作っているのか。